

不妊でお悩みの方へ

特定不妊治療費の一部を助成します



塩竈市では、赤ちゃんが欲しいけれどもなかなか授からないご夫婦の方々に対し、特定不妊治療費の助成を行います。

対象者（下記の①～⑤全てに該当する方）

- ① 宮城県が指定する医療機関で特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受け「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業※」の助成決定を受けたご夫婦

※「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」で1回の治療につき15万円（初回のみ30万円）まで助成されます。詳細については塩釜保健所（Tel.363-5507）にお問い合わせください。

- ② 治療期間および助成申請日において、夫婦または夫婦の一方が市内に住所を有する方

- ③ 治療開始時の妻の年齢が43歳未満

- ④ 夫婦の前年分の所得の合計が730万円未満

助成内容

- 助成額 治療1回あたり10万円が上限
※一部の治療については5万円が上限
- 助成回数 初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢により異なります
 - ・満40歳未満（6回まで）
 - ・満40歳以上43歳未満（3回まで）

申請方法

治療後に領収書（写）、宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定通知書（写）、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けたことを証明できる書類、通帳、住民票、印鑑をお持ちの上、下記の窓口に応用してください。

申請期限：1回の治療が終了後すみやかに申請してください。

助成申請窓口 塩竈市保健センター TEL022-364-4786

申請方法、条件など詳細については市保健センターにお問い合わせください。

例えば…

初回の治療費が 49.5万円の場合
 （県からの補助） 30万円
 （市からの補助） 10万円
 （自己負担額） 9万5千円

※治療費は医療機関により異なります。
 ※治療費はH29年度申請の平均額です。

不妊に関する悩み等の相談

不妊・不育専門相談センター

TEL022-728-5225（東北大学病院内）

毎週 木曜日の 15:00～17:00

※年末年始、祝日を除く

面接相談も電話予約の上、応じます